

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	那覇市中心商店街にぎわい広場駐輪場利用許可の取消し		
根拠法令及び条項	那覇市中心商店街にぎわい広場条例第10条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
処分基準	<b>【内容】</b> (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) (利用許可の取消し等)		
	第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、にぎわい広場の施設の利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) この条例は又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 第6条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。 (4) その他管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。		
処分基準 設定年月日	平成17年3月30日	処分基準 最終変更年月日	平成25年4月1日
所管部署	経済観光部 なはまち振興課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。